

## 高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙 7 中、1.(2)のうち、⑳を㉑とする。㉒中イのうち、「 から 及び㉓」を「 から 及び㉓並びに㉔及び㉕」に改め、ロのうち、「 から㉖」を「 から㉗」に改め、㉘を㉙とし、㉚を㉛に、㉜を㉝として、㉞の次に次のとおり加える。

㉔平成 21 年度お盆期間特別割引 ( )

イ 割引をする自動車

高速国道又は別添 6 に掲げる高速道路を通行する ETC 車のうち、軽自動車等又は普通車 ( 広島岩国道路においては、別添 1 - 1 に掲げるイからへに該当する自動車とする。 )

ロ 割引率

1.(2) ロに定める割引率を適用する。

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

1.(2) ハに定める特例を適用する。

ニ 適用する期間

平成 21 年 8 月 6 日、平成 21 年 8 月 7 日、平成 21 年 8 月 13 日及び平成 21 年 8 月 14 日。

㉕平成 21 年度お盆期間特別割引 ( )

イ 割引をする自動車

高速道路 ( 関西国際空港連絡橋を除く。 ) を通行する自動車 ( 道路運送車両法 ( 昭和 26 年法律第 185 号 ) 第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員 11 人以上のものに限る。 ) のうち、道路運送法 ( 昭和 26 年法律第 183 号 ) 第 4 条第 1 項に規定する許可を受けて、同法第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第 4 条第 1 項に規定する許可を受けて同法第 3 条第 1 号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第 4 条第 1 項及び同法第 21 条第 2 号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を 3 会社のいずれかと締結した利用者の自動車 ( 3 会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための 3 会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。 )

ロ 割引率

割引率は 30 パーセントとする。

ハ 適用する期間

平成 21 年 8 月 6 日、平成 21 年 8 月 7 日、平成 21 年 8 月 13 日及び平成 21 年 8 月 14 日。

⑳平成21年度お盆期間特別割引( )

イ 割引をする自動車

高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車のうち、中型車(広島岩国道路においては、別添1-1に掲げるトからリに該当する自動車。)大型車又は特大車。

ただし、椎田道路、延岡南道路及び武雄佐世保道路においては、別添1-3に掲げるイからヨに該当する自動車とし、長崎バイパスにおいては、別添1-4に掲げるニからヨに該当する自動車とする。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位(長崎バイパス及び武雄佐世保道路については、4捨5入により、10円単位。)の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成21年8月3日から平成21年8月5日まで、平成21年8月10日から平成21年8月12日まで、平成21年8月17日及び平成21年8月18日とする。

別添8を次のとおり改める。



(注)「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「通勤」、「早朝」、「平夜」、「平昼( )」、「平昼( )」、「休昼」、「休特」、「特区」、「休夜」、「東京」、「近乗」、「阪連」、「京阪連」、「ネット」、「三線」、「沖特」、「障割」、「路バス」、「休バス」、「盆( )」、「盆( )」及び「盆( )」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引、深夜割引、通勤割引、通勤割引(距離制限緩和)、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引( )、平日昼間割引( )、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引、近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引、第二京阪道路連続利用割引、ネットワーク割引、E T C連続利用割引、沖縄自動車道特別割引、障害者割引、乗合型自動車(定期路線)割引、休日バス割引、平成21年度お盆期間特別割引( )、平成21年度お盆期間特別割引( )及び平成21年度お盆期間特別割引( )を指すものとし、縦と横の交差の記号が、 は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	E T C連続利用割引、近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引、近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引、第二京阪道路連続利用割引、ネットワーク割引、沖縄自動車道特別割引
2	深夜割引、通勤割引、通勤割引(距離制限緩和)、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引( )、平日昼間割引( )、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、障害者割引、平成21年度お盆期間特別割引( )、平成21年度お盆期間特別割引( )
3	乗合型自動車(定期路線)割引、休日バス割引、平成21年度お盆期間特別割引( )
4	マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成21年 7月13日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
理事長 勢山 廣直

西日本高速道路株式会社  
代表取締役会長 石田 孝